添付法令資料 4：

社会利益のために利用されるオートバイ利用者の安全性の保護に関する
2019 年 3 月 11 日付インドネシア共和国運輸大臣規則 No.PM12（目次）
同日施行

第 1 章　総則（第 1 条及び第 2 条）
第 2 章　種類及び基準（第 3 条ないし第 10 条）
第 3 章　サービス費用の計算式（第 11 条ないし第 13 条）
第 4 章　アプリケーションにより行われる社会利益のために利用されるオートバイ利用の運営停止メカニズム（第 14 条及び第 15 条）
第 5 章　社会の保護（第 16 条ないし第 18 条）
第 6 章　監督（第 19 条）
第 7 章　社会参加（第 20 条）
第 8 章　終則（第 21 条）

弁護士法人 瓜生・糸賀法律事務所